輸出拠点づくり支援事業実施要領

(目的)

第1条 「輸出拠点づくり支援事業」は、熊本県産の農産物等が有利に、かつ積極的に輸出されるための仕組みを創るため、輸出拠点となりうる農業者のネットワークや直売所等による輸出のすそ野を広げる取組みを支援することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県観光戦略補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業の内容等)

第3条 補助対象となる事業内容及び事業主体、採択要件は別表のとおりとする。

(申請等の手続き)

- 第4条 次に掲げる計画書及び実績書の様式は、様式1とする。
 - (1) 事業計画書(要項第3条第2項)
 - (2) 事業変更計画書 (要項第5条第2項)
 - (3) 事業実績書(要項第9条第2項)
- 2 前項の提出部数は1部とし、提出期限は、別に定める。

(実績報告の期限)

第5条 要項第9条第1項の事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月25日のいずれか早い期日までとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の承認申請書は、様式2によるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成30年(2018年)4月17日から施行する。 附 則
- 2 この要領は、平成31年(2019年)4月11日から施行する。

附則

- 3 この要領は、令和2年(2020年)11月5日から施行し、4月1日から適用する。 附 則
- 4 この要領は、令和3年(2021年)4月30日から施行する。